

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月28日

【会社名】 株式会社NSD
(旧会社名 株式会社日本システムディベロップメント)
(注)平成22年6月28日開催の第41回定時株主総会の決議により、平成22年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【英訳名】 NSD CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 今城 義和

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長今城義和は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度末日である平成23年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施した。

評価に当たっては、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準拠して、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）、並びに、業務プロセスに係る内部統制における統制上の要点について、内部統制の整備状況及び運用状況の評価を実施した。

財務報告に係る内部統制の評価は、当社及び連結子会社を対象として、財務諸表の表示及び開示、企業活動を構成する事業又は業務、財務報告の基礎となる取引又は事象、及び主要な業務プロセス等について、財務報告全体に対する金額的及び質的影響の重要性を検討し、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に示されている以下の手順及び方法で合理的な評価の範囲を決定した。

まず、全社的な内部統制について、金額的及び質的重要性の観点から僅少である事業拠点を除くすべての事業拠点（当社、NSDビジネスサービス株式会社、株式会社FSK）を対象に評価を実施した。

次に、決算・財務報告プロセスに係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、全社的な内部統制に準じて、金額的及び質的重要性の観点から僅少である事業拠点を除くすべての事業拠点（当社、NSDビジネスサービス株式会社、株式会社FSK）を対象に評価を実施した。

続いて、その他の業務プロセスにおける内部統制については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で、売上高を指標として、連結売上高の概ね2/3に達するまでの事業拠点（当社）を重要な事業拠点として選定した。選定した重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上」、「売掛金」及び「棚卸資産」に至る業務プロセスを対象に評価を実施した。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加し評価を実施した。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。